

「走行中給電実証実験」に向けた F S 調査等業務委託仕様書

1 委託業務名

「走行中給電実証実験」に向けた F S 調査等業務委託（以下「本業務」という。）

2 目的

本業務は、E V の普及及び脱炭素社会の実現に向け、鳥取県の一般公道での乗用車による走行中給電の実証実験（以下、「本実験」という。）実施に向けて、道路整備等に関する調査や法的規制の調査を実施するものである。

3 業務期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 1 2 日（金）まで

4 業務内容

- (1) 本実験に参加予定の企業による会議の開催支援
 - ア 開催回数：5 回程度
 - イ 実施内容：会議資料の作成、会議結果報告書の作成 ※会議運営は県が行う。
- (2) 本実験に関する法律の所管省庁との会議の開催支援
 - ア 開催回数：2 回程度
 - イ 実施内容：会議資料の作成、会議結果報告書の作成 ※会議運営は県が行う。
- (3) 本実験の実施に当たって必要な調査及び整理
 - ア 走行中給電に関する国内外動向
 - イ 本実験道路の情報（調査対象の道路は 6（5）参照）
 - ウ 本実験における道路、近隣住民への影響
 - エ 受電、送電コイルの規格、自動車の改造内容、電源供給方法などの比較検討
 - オ 本実験に関連する所管省庁ごとの法的規制
 - カ オに関連する特例措置等必要な行政手続
 - キ 本実験の実施に向けた概算費用、概算維持管理費の積算
- (4) 本実験計画の作成
 - ア 本実験の全体スケジュールの作成
 - イ 鳥取県を舞台とした、ワイヤレス産業に特化したビジョンマップの作成
 - ウ 国内における本技術普及のロードマップの作成

※上記に加え、実証実験の確度を高める調査項目または作成物がある場合、提案すること。

5 成果品及び提出期限

- (1) 成果物の提出
 - ・ 報告書
 - ・ 報告書概要版
 - ・ 調査データ一式
- (2) 提出期限
 - ・ 4（3）イについては、令和 8 年 9 月 3 0 日までに上記成果品を提出すること。
 - ・ 4（3）キについては、令和 8 年 1 0 月 3 1 日までに上記成果品を提出すること。
 - ・ その他の項目については、令和 9 年 2 月 2 8 日までに上記成果品を提出すること。

6 その他

- (1) 発注者と密接に連携し、業務を推進すること。
- (2) 受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は本業務以外の目的で利用することはできない。本業務終了後も、また同様とする。
- (3) 本業務の契約に係る訴えについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、受注者と発注者が協議して定めるものとする。なお、本業務の実施に当たり、作業に重大な影響のない変更は、発注者の指示により行うものとし、この場合における契約金額は、変更しないものとする。
- (5) 4 (3) イにおける調査対象の道路は、下図のとおり

